

横須賀市監査委員公表

令和元年第9号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和元年8月13日付け横須賀市監査委員公表令和元年第6号をもって公表した定期監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年11月11日

横須賀市監査委員	川瀬 富士子
同	丸山 邦彦
同	西郷 宗範
同	嘉山 淳平

[財政部]

1 支出に関する事務

非常勤特別職員の日額による報酬については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例において、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することと規定されている。しかし、横須賀市FM戦略プラン検討委員会の委員報酬について、平成30年7月30日開催分は同年8月24日、平成31年1月29日開催分は同年2月19日に支給されていたので、今後は非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。(FM推進課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例の内容の認識不足から生じたものであった。今後は、同条例に基づいた支給期間を順守するよう部内において周知徹底した。

[税務部]

1 予算の執行に関する事務

専決規程によれば、合議の指定の有無にかかわらず、市長又は副市長の決裁を要するもののうち、財務に関する事項は財政部長に合議することと規定されている。しかし、横須賀市市税納付推進センター業務委託に係る予算執

行伺において、財政部長に合議していなかったので適正な事務処理となっていなかった。

なお、平成31年4月1日付けの専決規程改正により取扱いが変更となり、現在は財政部長合議は不要となっている。（納税課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は専決規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

2 契約に関する事務

市税期別催告書の作成に係る契約について、契約規則に基づき契約の履行に必要な要件として見積書に記載された納入期限が平成30年9月21日であるにもかかわらず、請求書に記載された検査印の納入日は同年10月3日であったので、納入期限を確認するなど、今後は契約の適正な履行を確保するため必要な事務処理を行われたい。（納税課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は契約規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

[市民部]

1 予算の執行に関する事務

本町コミュニティセンター天井調査に伴う移動足場設置委託については、随意契約により契約を締結しているが、予算執行伺書に随意契約理由書が添付されていなかったため、今後は契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（地域コミュニティ支援課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約規則等の確認不足から生じたものであった。今後は、契約規則等を確認し適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

2 支出に関する事務

- (1) 専門委員の報酬については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例において、その月分の報酬は翌月15日までに支給することと規定されている。

しかし、男女平等専門委員報酬について、平成30年7月分、8月分及び9月分が11月8日に支給されていたので、今後は非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(人権・男女共同参画課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例の認識不足から生じたものであった。今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例を確認し適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 予算決算及び会計規則では、概算払の精算について、その用務終了後10日(休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。)以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、次の旅費に係る出張旅費(調達依頼分)について、精算命令書の作成が遅延していたので、今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・部落解放第50回東日本研究集会出席に係る旅費

(用務終了日平成30年7月6日、精算手続日平成31年4月19日)

- ・2018年度京都・大阪・奈良人権博物館調査参加に係る旅費

(用務終了日平成31年2月8日、精算手続日平成31年4月19日)

(人権・男女共同参画課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、予算決算及び会計規則を確認し適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

3 契約に関する事務

- (1) 契約事務取扱規程では、主管課長等(行政センター館長)が業務委託契約を行うことができる契約予定価格の上限を50万円とする一方、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第4号までのいずれかの規定に該当する場合300万円までと規定されている。しかし、池上市民プラザ空調設備機器保守管理委託について当該上限内の金額の契約であったものの、随意契約理由書において同施行令同条同項第6号(競争入札に付することが不利と認められる契約)を適用条項としていたため契約事務は契約課長が行うべきであった。なお、本件については、同施行令同条同項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約)の適用も考えられるので、今

後は、適用条項を適正に判断するとともに、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。(衣笠行政センター)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の認識不足から生じたものであった。今後は、契約事務に当たっては、契約事務取扱規程を確認し、適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 大津行政センター空調フィルター等点検清掃業務委託に係る契約事務について、契約規則によれば、当該契約金額の場合は業務委託請書により契約締結する必要があった。しかし、当該業務委託請書に代えて見積書をもって契約締結を行っていたので、今後は契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。(大津行政センター)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約規則の認識不足から生じたものであった。今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

4 財産管理に関する事務

館長交際費について、常時継続して資金前渡を受けていたが、資金前渡受払簿を備えていなかったため、資金前渡受払簿を作成し、予算決算及び会計規則の規定に基づき、適正な管理に改められたい。(逸見行政センター)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な処理を行うよう、部内において周知徹底した。

[都市部]

1 契約に関する事務

横須賀市個人情報保護条例第13条では、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないと定めている。「平成30年度若松町1丁目地区市街地再開発事業に係る計画コーディネート業務委託」及び「平成30年度久里浜第1地区市街地再開発事業に係る計画コーディネート業務委託」において、個人情報の取扱いを伴う業務を委託しているが、仕様書にお

いて注意事項に「受託者は横須賀市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。」と定めているに留まり、個人情報を保護するために必要な措置の水準としては不十分な状態となっていたので、個人情報取扱事務委託基準に基づき「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付することなど、今後は同条例の規定に基づいた個人情報の保護に必要な措置を講じられたい。

(市街地整備推進課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、横須賀市個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託基準の認識不足から生じたものであった。今後は、委託契約書の作成にあたり同条例及び同基準に基づいた適正な事務処理を行うことについて、部内において周知徹底した。

[消防局]

1 予算の執行に関する事務

職員のサービスの宣誓に関する条例では、新たに職員となった者は、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないと定められているが、臨時職員の任用において、宣誓書に署名がされていなかったため、今後は職員のサービスの宣誓に関する条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(救急課)

措置の内容

今回の指摘事項は、職員のサービスの宣誓に関する条例の認識不足により生じたものであった。今後は、同条例に基づいた適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

2 支出に関する事務

- (1) 消防団員の年額報酬は、消防団条例施行規則第7条第1項の規定により、「3月及び9月の2期にそれぞれ6月分(当月分を含む。)を支給する。」とされているため、平成30年4月分から9月分までの消防団員年額報酬(一般団員分)は、同年9月中に支給する必要があるが、同年11月に支出手続が行われており、支給時期が遅延していたため、今後は同規則の規定に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

措置の内容

今回の指摘事項は、消防団条例施行規則の認識不足により生じたもので

あった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

- (2) 「災害等出場報告書」は「出場等の日から10日以内に提出しなければならない。」と消防団条例施行規則第6条第2項に定められているが、10日を超過しているものがあった。また、同報告書は消防団条例施行規則により様式が定められており、名称は「災害等出場報告書」であるが、「災害等出場者報告書」となっているものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。 (総務課)

措置の内容

今回の指摘事項は、消防団条例施行規則の認識不足により生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、局内及び消防団において周知徹底した。

- (3) 予算決算及び会計規則では、資金前渡の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、第51回神奈川県消防操法大会出場消防団運営交付金の資金前渡の精算について、精算命令書の作成が遅延していた（用務終了日平成30年7月25日、精算手続日平成31年4月18日）ので、今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。 (総務課)

措置の内容

今回の指摘事項は、予算決算及び会計規則の認識不足により生じたものであった。今後は、用務終了後速やかに精算を行い、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

- (4) 平成30年4月分の臨時職員の賃金の支給において、勤務時間の端数の換算誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。 (救急課)

措置の内容

支給不足については、追給手続を行った。

今回の指摘事項は、勤務時間の端数の換算方法の誤りにより生じたものであった。今後は、臨時職員の賃金の支給において適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

3 財産管理に関する事務

- (1) 公有財産の評価額の改定が平成30年度に行われていたが、所管する公有財産台帳の副簿において、平成30年4月1日付けの公有財産台帳価額改定通知書による価額改定（変更）の記載を行っていなかったため、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（総務課）

措置の内容

今回の指摘事項は、公有財産規則の認識不足により生じたものであった。今後は、同規則を確認し、適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

- (2) 消防局庁舎における電気の配線や配管を通す場所（EPS）は、区分所有者との共用部分であるが、消防局所有の物品が保管されていたため、適切な庁舎管理に改められたい。（総務課）

措置の内容

当該物品については、消防局占有部分に保管を行うこととした。

今回の指摘事項は、消防局庁舎の区分所有についての認識不足により生じたものであった。今後は、庁舎の占有部分・共用部分の把握及びその管理を適切に行うよう、局内において周知徹底した。

- (3) 備品の管理において、消防団が使用していた消防自動車2台及び消防ポンプ自動車1台について、車両の更新に伴い廃車されていたが、除却手続きを行っていなかったため、必要な措置を講じ適正な管理に改められたい。

（総務課）

措置の内容

当該備品については返納手続を実施した。

今回の指摘事項は、車両更新の際に必要な手続の確認不足により生じたものであった。今後は、物品会計規則に基づいた備品の適正な管理を行うよう、局内において周知徹底した。

- (4) はがきの管理において、物品受払簿が作成されておらず、受払いの経過が明らかにされていなかったため、今後は物品会計規則の規定に基づいた適正な管理に改められたい。（総務課）

措置の内容

今回の指摘事項は、物品会計規則の認識不足により生じたものであった。

今後は、物品受払簿を作成し同規則に基づいた適正な管理を行うよう、局内において周知徹底した。

- (5) 郵便切手の管理において、物品会計規則に規定された物品受払簿とは異なる所属長確認印のない受払簿で管理を行っていたので、今後は物品会計規則の規定に基づいた適正な管理に改められたい。 (三浦消防署)

措置の内容

今回の指摘事項は、物品会計規則の認識不足により生じたものであった。今後は、同規則に規定された物品受払簿により適正な管理を行うよう、局内において周知徹底した。